

農業者年金保険料の確定申告について

農業者年金の保険料は『全額が社会保険料控除の対象』です。

ポイント

- ◎ 納付した農業者年金保険料を社会保険料控除の対象として確定申告することにより、所得税と住民税が軽減されます。
- ◎ 生計を一にする配偶者、その他の親族の保険料を負担した場合も控除の対象となります。
- ◎ 前納納付（12月振替）により保険料を納付された方は、「納付年」または「納付年の翌年」のどちらかの年を選択して確定申告することができます。

本年12月23日（金融機関の休日の場合は翌営業日）に前納納付した場合

- ① 本年中の支払分として、納付した翌年の確定申告
 - ② 翌年分保険料の支払いとして、納付した翌々年の確定申告
- ①、②のどちらかを選びます。

《国税庁所得税基本通達74》

<納付した保険料の確認>

- ◇ 本年中に納付した保険料額は、保険料引落口座の通帳を記帳することで確認してください。毎月23日（金融機関の休日の場合は翌営業日）が振替日です。
- ◇ JAの農業者年金窓口において、1月下旬頃から保険料額を確認することができます。
- ◇ 農業委員会・JAにおいて、農業者年金保険料納付額の資料を印刷することもできます。
※印刷につきましては、対応できない場合もありますので、事前に印刷の可否を農業委員会・JAにお問合せください。
※印刷した資料は、公的な証明書ではありませんので、ご留意願います。

<確定申告の際の保険料支払証明書の取扱い>

- ◇ 納付した農業者年金保険料を確定申告する際、保険料支払証明書の添付は必要ありません。
- ◇ 確定申告書に保険料額を記入するだけで、申告することができます。
《所得税法第120条第3項第1号、所得税法施行令第262条第1項第2号》

お問合せ先

独立行政法人 農業者年金基金

業務部 適用・収納課 TEL 03-5919-0335

専門相談員 TEL 03-5919-0371